

近現代建築に関わる構造資料の承継とデジタル資料管理について

[論文]

浜田 英明*、藤本 貴子**、竹内 徹***

Succession and Digital Record Management of Structural Design Records in Modern and Contemporary Architecture

HAMADA Hideaki, FUJIMOTO Takako, TAKEUCHI Toru

Structural design records are as important as architectural design records, especially when discussing modern and contemporary architecture in Japan. It is necessary to properly inherit these records so that they will not be lost or scattered. On the other hand, structural design is more digitalized than architectural design, and because these born-digital records come in a variety of formats, they need to be managed properly. Therefore, we have studied specific methods and issues for constructing digital archives of structural design records from technical and legal aspects. This paper presents an overview of the study.

キーワード：近現代建築、構造家、構造資料、デジタル資料、承継

modern and contemporary architecture, structural designers, structural design records, born-digital records, succession

1. はじめに

18世紀後半から19世紀初頭にかけてイギリスを中心に起きた産業革命により、鋼鉄やポルトランドセメントという新しい構造材料が工業化されると、20世紀初頭には鉄骨構造や鉄筋コンクリート構造のラーメンやトラス、アーチ、シェルなどといった多様な形態の建造物が登場し、これまでの建築様式が一変することとなった。その大きな牽引役となったのは、材料の特性を活かしながら、従来の経験主義に捉われずに建造物を科学的、客観的につくり出す専門技術者である構造エンジニアたちであった。彼らは建築家と協働しながら、技術の発展に沿って新しい構法を編み出し、これまでにない新しい建築空間を生み出していき、その職能を確立させていった。

わが国における構造技術分野の専門化は、1923年の関東大震災を契機として、まずは耐震構造分野を中心に進んでいったが、第2次世界大戦後には、さまざまな材料を駆使し多様な構造デザインを実現する欧米型の構造エンジニアも活躍するようになり、独自の進展を遂げてきた。次第に、社会に良質な建築を提供する構造エンジニアは、建築家と対等な立場として、尊称の意味も込めて「構造家」と呼称されるようになる。世界的にもわが国の構造デザインの独自性については、アーキテクチャ教育とエンジニアリング教育が融合された日本の建築教育の特殊性とともにクローズアップされている⁽¹⁾。

このように、構造家に関する資料は、特にわが国の近現代建築を語る上では、建築家に関する資料と同等以上にその重要性は大きいと考えられる。しかしわが国の近現代建築に関わる構造資料は、これまでに概要把握のための網羅的な調査が行われたことがなく、散逸や滅失の危機にさらされているものもあると推定される。日本構造家倶楽部では文化庁国立近現代建築資料館からの依頼を受け、平成29(2017)年度より法政大学浜田研究室と協力しながら、主要な構造家が残した資料の所在概要の把握調査とその資料承継のための論点整理を行ってきた。

平成29(2017)年度～31(2020)年度には功績の顕著であった戦後～1990代に活躍した22名の構造家を抽出して各人に関する本格的な調査および資料の整理を実施し、その調査結果を「わが国の近現代建築に関わる構造資料の概要把握調査」として取りまとめた⁽³⁾。この調査を通じて、構造家本人の逝去後一定期間が経過すると、資料を承継して管理する組織がない場合、その大部分が破棄されてしまい、組織が残されている場合であっても、設計図書として法的保管義務がある文書以外の、個人のスケッチやその思想を示す知的財産の対象となる重要な資料などが保存されるケースは少ないことが判明した。

一方、1990年以降の構造資料においてはデジタル化が、建築家の資料と比較して一段と進んでいる上、そのデジタル資料には、画像データやCADデータにとどま

*法政大学教授、博士(工学) **法政大学教務助手、修士(文学) ***東京工業大学教授、博士(工学)

らず、解析・実験データなど多様な種類で大容量の資料が含まれることが多く、後年のデジタルアーカイブ構築やデジタル資料承継の際に大きな障害となりにかねない。特に知的財産権の運用厳格化やデジタルデータのインターネットを通じた拡散性の増大により、構造家がまだ存命のうちに没後の所有権及び著作権の移管や公開の是非についての意思を記録しておくこと、また、デジタル化を視野に入れた残すべき資料の種類や移管書式の整備等について、当該構造家や法律家を交えてまとめていくことが早急に求められる。構造資料以外でも21世紀以降、設計情報のデジタル化が進んでおり、これらの情報をいかにアーカイブとして構築し、保存していくか、その方策を見いだすことは近現代建築資料館の喫緊の課題でもある。したがって、電子化が先行する構造資料の調査は、今後、近現代建築資料館が建築にかかわる他の電子情報の収集保存方針策定においても貴重な参考資料となると考えられる。

以上の観点から、令和2(2020)年度～4(2022)年度には、平成29(2017)年度～31(2020)年度の調査に引き続くかたちで、複数の存命構造家の資料について調査を進めるとともに、デジタル資料アーカイブ構築のための具体的な手法および課題を技術的側面、法的側面より検討し、ネットワーク化を含む構造資料の電子化継承にかかわる方法論についての具体的検討を行い、「わが国の近現代建築に関わる構造資料およびその電子化継承に関する調査」として取りまとめた⁽⁴⁾。本稿では、その概要について紹介する。

なお、調査を実施したWG委員は次のとおりである。主査：竹内徹、委員：伊藤潤一郎、金田勝徳、金箱温春、佐々木睦朗、多田脩二、原田公明、満田衛資、森部康司(以上、日本構造家倶楽部)、小澤雄樹(芝浦工大)、川口健一(東大)、安藤顕祐(日建設計)、浜田英明、藤本貴子(以上、法政大学)、顧問：難波和彦。

2. 調査および検討の概要

令和2(2020)年度～4(2022)年度の3カ年にわたって行われた調査および検討の概要ならびに得られた知見等について簡単に記す。

2.1. 令和2年度の調査概要

令和2(2020)年度の調査においては、1) 複数の存命もしくは逝去後間もない構造家の資料保存状況(アナログおよびデジタル資料の双方)の概要把握と、2) 組織設計事務所におけるデジタル資料の管理法の調査、の2点に焦点をあてて調査を行った。

いわゆるアトリエ系構造設計事務所と呼ばれる小規模設計事務所では、必ずしも資料のデジタル化や分類、権利関係の整理されていない事例が散見され、権利関係が整理・委譲されないまま構造家個人が逝去したり事務所が解散したりした場合、構造資料の利用自体ができなくなることが危惧された。

調査した組織設計事務所においては、専門の職員により、デジタル化した構造資料をプロジェクト段階より分類整理して共有データとして管理し、担当者以外の者もアクセスできる状態で、設計資産として保存されていた。また、画像や映像データなどはアセットバンクにおいて管理され、版權関係も整理されていた。

以上より、資料管理組織や専門の資料管理者を配置できない、アトリエ系構造設計事務所における資料管理と資料承継に伴う法的整理が喫緊の課題であることが明確化された。

なお、1) で調査された構造家もしくはその構造設計事務所は、次の11名(社)である。斎藤公男氏、SDG 構造設計集団、中田捷夫研究室、オーク構造設計、構造計画プラス・ワン、佐々木睦朗構造計画研究所、TIS & Partners、金箱構造設計事務所、KAP、多田脩二構造設計事務所、満田衛資構造計画研究所。また、2) において調査した組織設計事務所はARUPと日建設計の2社である。

2.2. 令和3年度の調査概要

令和3(2021)年度の調査においては、前年度調査結果をもとに、1) アトリエ系構造設計事務所において日常業務と並行しつつ後年のアーカイブ化が容易に行える体系的かつ簡易的なデジタルデータ管理手法の検討、と、2) 構造資料における著作権法の実態把握および資料承継に伴う法的問題点の整理、の2点に焦点をあて、それぞれについて専門家(計3名)を交え検討を行った。

1) のデジタルデータ管理手法に関して、齋藤柳子氏(記録の森研究所)からは、レコードマネジメントの観点から、具体的方策として、フォルダ名やファイル名の標準化(日付/固有名詞/内容・形態)、業務フローに基づくシリーズ別フォルダにデータを格納することの重要性について啓蒙を受けた。千葉太郎氏(株式会社日建設計)からは、設計部門統括室が保管対象とする書類の内容、社内システムの概要、設計図書の収集・保存・公開の流れ、保管している設計図書のフォルダ構成について解説いただいた。

2) の構造資料の著作権の考え方、資料承継に関わる法的問題点に関しては、弁護士の桑野雄一郎氏(高樹町

法律事務所) から、承継資料のその後の利用方法とそれに該当する著作権ならびに資料承継に関する契約について解説いただいた。承継資料を扱う際には、著作物に該当するという前提で取り組むべきこと、著作権には独立した複数の権利が含まれるため、資料の利用方法を具体的に想定して該当する権利を考える必要があることなどが注意点として挙げられた。

2.3. 令和4年度の調査概要

令和4(2022)年度の調査においては、前2ヵ年度の調査検討結果を踏まえ、1) 存命もしくは逝去後間もない構造家の資料保存状況(デジタルデータの保管状況含む)の概要調査、と、2) デジタル資料管理マニュアルの策定とその実践、3) 構造資料承継のための具体的な契約法および資料承継方針の伝達法、の策定に取り組んだ。

1) で調査した構造家は、川口衛氏、渡辺邦夫氏、新谷真人氏、斎藤公男氏、佐々木睦朗氏の5名で、川口氏、渡辺氏、新谷氏の3名はいずれも調査時点において逝去後3年以内、斎藤氏、佐々木氏は存命の構造家である。構造家本人が逝去した場合はもちろんのこと、存命の場合でも長年にわたり蓄積されたプロジェクト資料を後年整理するのは容易ではなく、普段からデジタル資料を体系的に分類し、プロジェクト終了後はそのままアーカイブ化できるようなシステム構築の必要性が痛感させられた。

そのため、2) として比較的良好にデジタル資料が管理されている佐々木氏の資料を用いて、その内容を整理しつつ専門職員を配置できないアトリエ系構造設計事務所においても実践可能なデジタル資料管理マニュアルを策定し、実際にその運用を試みた。その詳細については本稿第3節において述べる。

3) に関しては、先述の弁護士・桑野氏の監修のもと、構造資料に関する「譲渡契約書(案)」、資料譲渡後の資料の利用法について、構造家が意思表示できる「継承方針シート」、それらの具体的な運用方法について提案した。その詳細については本稿第4節において述べる。

3. 構造家のデジタル資料管理マニュアルの提案

3.1. 目的

デジタル資料は、その保管のために物理的な空間を必要としないため、アナログ資料と比較して適度な選別整理作業が行われることが必然的に少なく、雑多なデジタルデータが保存されやすい。特に近年では、数TB(テラバイト)以上の非常に大きな記憶容量を持つ記憶装置が一般的となり、その傾向はいっそう強まって

いる。このようなデータが蓄積されていけば、後年のデジタルアーカイブズ構築やデジタル資料承継の際に大きな障害となりかねない。また、構造家のデジタル資料においては、その種類が画像データやCADデータに止まらず、解析・実験データなど、一般的な建築家のデジタル資料にはない多様な種類の資料が含まれることも多い。これらのデジタル資料を、日常の業務に影響を与えることなく(反対に効率化をも図りながら)、後年のアーカイブズ構築に資するべく管理していくためには、ある統一的で一貫した形のデジタル資料管理を行うことが必要であると考えられる。

ここでは、上記の観点から、構造家のデジタル資料管理マニュアルを策定する。後年のアーカイブズ構築に資するためには、1) 保存すべき資料の明確な選別基準の整備と長期保存方法の確立、2) データとメタデータを一体化させた管理、の2点が重要となる。また、構造家のデジタル資料を承継する際には、3) 知的財産としての著作権帰属の明確化も重要になってくる。以下、上記3点について詳述していくとともに、具体的な作業手順について示す。

3.2. 保存すべき資料の選別基準と長期保存方法

保存すべきデジタル資料としては、建築士法上15年間の保存が義務付けられている設計図書等(構造物、構造計算書、工事監理報告書等)はもちろんのこと、構想・エスキス段階のスケッチや、基本設計図書や設計上重要な分岐点となった検討案に関する資料、論文書籍等の草稿などが考えられる。選別基準は、アナログ資料と基本的には同じ、もしくは、より拡大したものでよいと思われる。

デジタルデータの長期保存については、記憶メディアとドライブ装置、ソフトウェアそれぞれに対して留意していく必要があり、保存期間が30年を超えてくると、その方法を確立・運用していくにはかなりハードルが高い部分もある。しかしながらデータが消失しないようなバックアップ体制を構築しておくことは比較的容易であるので、長期保存に対する最低限の基本的な対策として、バックアップシステムを構築しておくことは重要である。

3.3. データとメタデータの一体化管理

データとメタデータを一体化して管理するためには、フォルダ構成とファイル命名規則について統一的な方針を採用することが最も簡易的であろう。その推奨案を図1に示す。

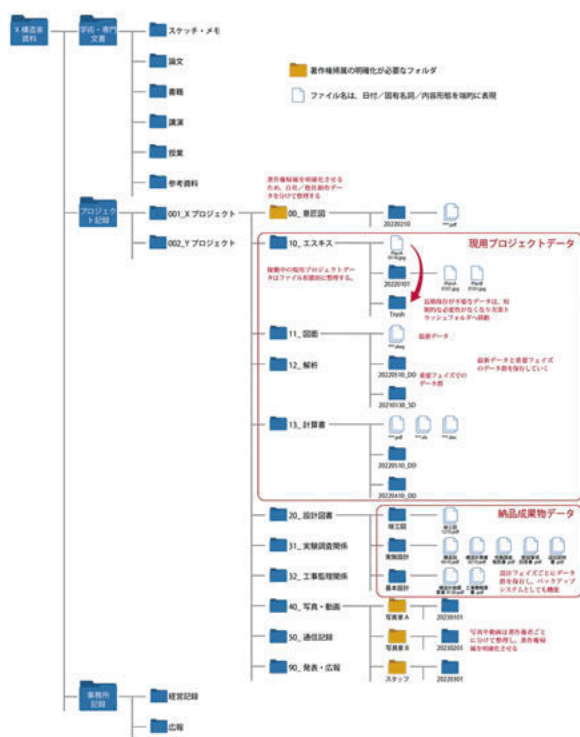


図1 構造家デジタル資料のフォルダ構成案

ファイル名については、日付／固有名詞／内容形態の3要素を端的に表現するように命名しておくことが推奨される。

フォルダ構成については、稼働中の現用プロジェクトデータは、ファイルの形態別にフォルダを分けて整理し、あまり階層を深くしないことが日常業務の効率化のためにはよいであろう。最新のデータと、後日変遷を追うのに必要な程度長期的な保存に価値があると考えられる各フェイズでのデータ群は、浅い階層に保管しておき、トラッシュフォルダには、日々更新されていくデータのうち、長期的に保存する必要性のないものを短期的な必要性がなくなった段階で移動させるようにしておけば、のちの選別作業がしやすくなる。設計図書フォルダは、現用データではなく、記録として保存されるデータの側面が強いもので、設計フェイズごとに提出されたデータ群をひとまとまりとして整理保存していくほうがよい。業務が一区切りついた段階で、形態によらず一つのフォルダとして保存していくようにしておけば、デジタル資料として時系列整理もしやすく、またデータのバックアップシステムとしても機能させることができる。

3.4. 著作権帰属の明確化

著作権帰属の明確化のためには、まずは、制作者ご

と、著作権者ごとに、データをフォルダ分けしていくことが肝要である。写真や動画データは、著作者と著作権者が異なる場合も考えられるが、撮影者ごとにフォルダ整理していき、できれば撮影資金提供者も明記していくとよい。

また、設計業務を法人化した事務所で行っている場合、その著作物は法人著作となり、著作者と著作権者が異なる場合も考えられ、同一事務所で作成されたものでも、法人代表者としての構造家の個人著作と法人著作が混在する可能性もありうる。一括して法人著作とするか、もしくは個人著作と法人著作を明確に区別して整理していく必要があるだろう。

3.5. 具体的なデジタル資料管理手順

図1に示すフォルダ構成推奨案に沿って、具体的な管理手順について詳述していく。

3.5.1. 学術・専門文書

このフォルダ内には、個別のプロジェクトとは直結しないが、構造家の設計活動の基礎となるものと考えられる、スケッチやメモ、論文・書籍、講演・授業資料などのデジタル資料を格納する。

- 1) スケッチ・メモ：設計創作活動の基盤となるスケッチやメモ（手書き資料のスキナーデータも含む）。
- 2) 論文：構造家が関与する論文および周辺資料。
- 3) 書籍：構造家が関与する書籍の原稿や図版、校正刷りおよび周辺資料。
- 4) 講演：構造家が関与する講演の原稿やスライドおよび周辺資料。
- 5) 授業：構造家が関与する授業の原稿やスライド、教科書、ノート、演習課題および周辺資料。
- 6) 参考資料：構造家の設計活動等のために参考資料として収集した各種資料。

3.5.2. プロジェクト記録

このフォルダ内には、個別のプロジェクトごとにフォルダを作成し、関連デジタル資料を格納する。フォルダ名としては、「001_Xプロジェクト」等のように、プロジェクト通し番号とプロジェクト名称を組み合わせたものが推奨される。このフォルダ階層の下、以下の資料群を格納することとし、プロジェクト記録フォルダを通して統一的なフォルダ構成としておくのが望ましい。その際、フォルダ名称にも検索のしやすさに配慮して、プロジェクトフォルダごとに先頭に通し番号を付与するとよい。以下にその構成例および命名例を示す。

- 1) 00_ 意匠図：意匠図を受け取った日付ごとにフォルダを構成して格納する。意匠図のように他者に著作権が帰属する設計図書については、その著作権帰属先ごとにフォルダを作成し管理するべきである。
- 2) 10_ エスキス：プロジェクトのアイデアやコンセプトを表現したスケッチやメモ、スタディ過程の簡易計算書等を格納する。
- 3) 11_ 図面：各種構造図（PDF データ、CAD データ等）および関連資料を格納する。最新データ以外は重要フェイズごとにフォルダ作成し保存しておくのが望ましい。
- 4) 12_ 解析：各種構造解析データ（解析モデルデータ、結果出力データ等）および関連資料を格納する。最新データ以外は重要フェイズごとにフォルダ作成し保存しておくのが望ましい。
- 5) 13_ 計算書：構造計算書および関連データを格納する。最新データ以外は重要フェイズごとにフォルダ作成し保存しておくのが望ましい。
- 6) 20_ 設計図書：基本設計図書や実施設計図書、竣工図等の納品成果物や法定保存義務のある設計図書を格納する。
- 7) 31_ 実験調査関係：地盤調査報告書や耐震診断結果報告書、安全性確保のための特別な調査または研究、技術資料、モックアップ等の関連資料を格納する。
- 8) 32_ 工事監理関係：設計意図伝達仕様書（質疑回答書、現場説明書等）、工事監理記録および関連資料を格納する。
- 9) 40_ 写真・動画：著作権帰属の明確化が必要なため、著作権帰属先ごとにフォルダ作成し、その下で設計フェイズや日付、内容、資料形態ごとに保存する。
- 10) 50_ 通信記録：各所との通信記録を格納する。
- 11) 90_ 発表・広報：書籍や雑誌、論文、web 媒体、展覧会等で発表・広報した資料を格納する。

上の例では、フォルダ名称の先頭に2桁の数字を付与することによって、適宜プロジェクトごとの特徴に応じて、個別のフォルダ構成がしやすいように配慮している。例えば、00 番台として、00 を意匠図に、01 を他の協力事務所が作成した構造図、02 を設備図、03 を外構図などのように順次追加していけばよい。

また、10 番台のフォルダ群は現用プロジェクトデータ（プロジェクト稼働に作成中、作業用の資料）群をまとめて

あり、ファイル形態別にフォルダ管理するとよい。各フォルダ内では、最新データ以外のものは、作成した日付ごとや重要フェイズごとにフォルダを構成し格納する。長期保存が不要なデータは、短期的な必要性がなくなり次第、トラッシュフォルダへ移動させておくことで、後々の記憶容量確保の際には便利である。

3.5.3. 事務所記録

このフォルダ内には、構造家個人の設計活動の記録やプロジェクト記録には分類されない、事務所としての活動記録、例えば、経営記録や事務所の広報資料など、構造家の設計活動の実際を知る上では重要な資料となりうる間接な関連資料を格納しておくことを想定している。

4. 構造家資料の承継方法の提案

4.1. 目的

これまでの調査から、構造家本人の逝去後一定期間が過ぎると、構造家の著作者人格権の尊重は当然として、資料を引き続き管理できる組織がない場合、貴重な資料の大部分が破棄されてしまうことが多く、管理組織があったとしても設計図書として法的に保管義務がある文書以外の、知的財産の対象となる個人の思想感情を表現するスケッチやメモなどが残されるケースは少ないことがわかっている。また、資料承継がなされたとしても、その資料を公開（展示、web 掲載等）する場合、承継者の同意を得ることが困難であり、貴重な資料が保存されていても適切に利用することができない事例も考えられる。

そこで、上記の課題を解決すべく、構造資料承継のための具体的な契約方法および資料承継方針の伝達法の策定に取り組んだ。弁護士・桑野雄一郎氏の監修のもと、構造資料に関する「譲渡契約書（案）」ならびに譲渡後の資料の取り扱い方法について構造家自らが意思表示できる「継承方針シート」と、それらの具体的な運用方法を策定するに至ったので、ここでその詳細について述べる。

4.2. 構造資料の承継のための譲渡契約書案

図2に弁護士・桑野雄一郎氏の監修のもと策定した構造資料の承継のための譲渡契約書案を示す。ここで、「贈与」ではなく「譲渡」となっているのは、有償の場合があることも考慮している。

譲渡目的として、「構造資料の承継のため」という点が強調された形になっている。これは財産的価値があ

る遺産を無償あるいは低価で奪ったという形で揉め事になることを防ぐためである。甲（構造家本人または遺族）が構造資料の承継を願っているため、無償あるいは低価で譲渡したのであるから、乙（承継者）は次節で示す継承方針を守る旨が第1条3項で記されている。

著作権譲渡を受けた場合は文化庁への登録が可能で、不動産譲渡の場合の登記と同様の効果がある。この著作権譲渡の登録手続きは原則譲渡の当事者である甲（甲が死亡したらその遺族）と乙が共同で手続きを行う必要がある。この件に関して、第1条6項において「乙が当該登録手続きを単独で行うことを承諾します」と、共同登録手続きの原則の例外が適用可能な内容となっている。これは、次のような事態を未然に防ぐことを可能とするための文言である。例えば甲が乙に著作権譲渡をしたが、その後甲の遺族が同じ著作権を丙に譲渡した場合、法律上はどちらも有効で優先権はどちらが先に登録手続きするかで決まる状態となる。丙に著作権譲渡する遺族の場合、丙の登録手続きに協力する可能性が高く、登録が認められれば、甲→乙の譲渡は効力を失ってしまうことになる。このような事態を未然に防ぐ処置を講じられるように、第1条6項が加えられている。

構造資料の譲渡について（案）

〇〇〇（以下「甲」という。）及び〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の構造資料の譲渡について、次のとおり本契約を締結します。

第1条 甲は、甲の構造資料の承継のため、別紙記載の資料（以下「本件資料」という。）の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）を乙に譲渡します。

2 前項の譲渡の対価は無償〔有償の場合 x x x 円〕とします。

3 乙は、第1項の譲渡が甲の構造資料の承継のためであることを認識し、甲の希望する別紙記載の継承方針を尊重して本件資料を取扱います。

4 本契約は、本契約締結日において本件資料に対して第三者が保有している所有権及び著作権に影響を及ぼすものではありません。

5 甲及び乙は、本件資料の所有権及び著作権について、第三者から権利主張があった場合には、協力して解決にあたるものとします。

6 甲は、第1項に基づく本件資料に関する著作権の譲渡について、乙がその事実を文化庁に登録することを希望する場合、乙が当該登録手続きを単独で行うことを承諾します（乙が登録をした場合にはそのことを甲に通知します。）。

第2条 甲は、乙に対し、本件資料を現状有姿の状態で引き渡すものとします。

第3条 この契約について、当事者間に紛争が生じたときは、双方協議し、これを解決するものとします。

上記契約の証として、本書面を2通作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

（甲）住所
氏名〇〇〇 印

（乙）住所
氏名〇〇〇 印

図2 構造資料の承継の譲渡契約書案

る。また、甲の不安を招かないよう括弧書きで登録後は通知する旨を併せて記載している。

4.3. 譲渡資料の取り扱いを定める継承方針シート

譲渡された構造資料の、その後の取り扱い方法について構造家自らが意思表示でき、承継者がその意思を尊重して適切に取り扱うことができるようにするため、図3に示す継承方針シートを策定した。

この継承方針シートでは、著作財産権のうち、構造資料に係る「複製権」「展示権」「譲渡権」「公衆送信権」の4つについて、その許可範囲を1) 制限なく認める、もしくはそれぞれについて、2) 非営利目的の場合のみ認める、3) 教育利用の場合のみ認める、の3つの条件を選択できるように整理している。さらに自由記述条件欄も設け、より詳細に意思伝達することも可能ないようにしてある¹。これにより、構造家は資料譲渡の際

近現代構造資料継承方針

※「継承方針」の「条件」は譲渡の際の条件となる
目付：

番号	資料種別	条件	自由記述
1	所有権現状	☐ 個人 ☐ 事務所 ☐ 第三者（ ） ☐ その他（ ）	
	著作権現状	☐ 個人 ☐ 事務所 ☐ 第三者（ ） ☐ その他（ ）	
3	所有権譲渡先		
4	著作権譲渡先		
5	継承方針	☐ 制限なし	条件（選択）： ☐ 条件（自由記述）： ☐
	-複製	☐ 非営利のみ ☐ 教育利用のみ	
	-展示	☐ 非営利のみ ☐ 教育利用のみ	
	-譲渡（複製したものを頒布）	☐ 非営利のみ ☐ 教育利用のみ	
	-公衆送信（web掲載など）	☐ 非営利のみ ☐ 教育利用のみ	

※著作権人帰属の尊重を前提とする。

図3 構造資料の継承方針シート

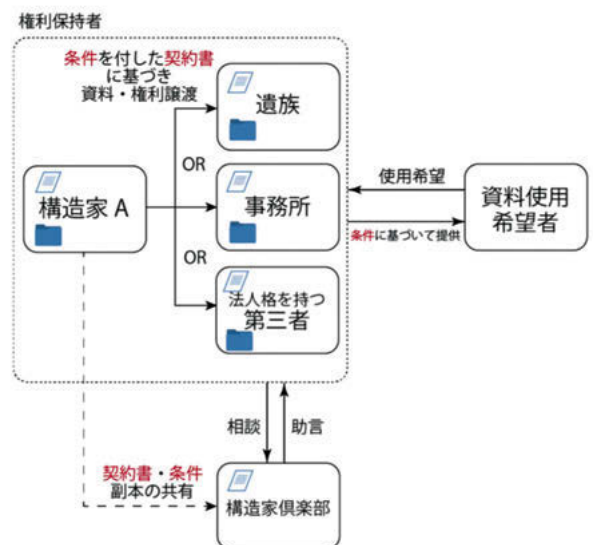


図4 構造資料の使用申請と提供までの流れのイメージ

に自らの意思を容易にかつ詳細に伝達可能であり、承継者も他者の求めに応じて、構造家の意思を反映した資料の取り扱いができるようになる。承継者がその判断に迷う場合においても、あらかじめ日本構造家倶楽部など信頼できる団体に契約書および継承方針シートの副本を送付し条件を共有しておけば、必要に応じて助言を行うことができ、より適切な取り扱いが可能となる。図4にはその際の具体的な対応の流れのイメージを示している。

5. まとめ

本稿では、令和2(2020)年度～4(2022)年度において実施され取りまとめられた「わが国の近現代建築に関わる構造資料およびその電子化継承に関する調査」⁽⁴⁾について、その概要を紹介した。調査によって得られた課題と、提案した具体的な対策案について、以下にまとめる。

3カ年にわたって行われた調査によって得られた課題は以下のようにまとめられる。

- 1) 構造家本人が逝去したのちはもちろんのこと、存命中でも永年にわたり蓄積された各プロジェクトのデジタルデータを体系的に整理するのは容易ではなく、普段からデジタルデータを体系的に管理し、アーカイブ化しやすいシステム構築が求められる。
- 2) 構造家本人の逝去後一定期間が過ぎると、資料を引き続き管理できる組織がない場合、貴重な資料の大部分が破棄されてしまうことが多く、管理組織があったとしても設計図書として法的に保管義務がある文書以外の、知的財産の対象となるような個人の思想感情を表現するスケッチやメモなどが残されるケースは少ない。
- 3) 資料承継がなされたとしても、その資料を公開(展示、web掲載等)する場合、承継者の同意を得ることが困難であり、貴重な資料が保存されていたとしても適切に利用することができない事例が発生しやすい。

これらの課題に対して提案した具体的な対策案は以下のようにまとめられる。

- 1) デジタルアーカイブの専門職員を配置できないアトリエ系構造事務所においても実践可能なデジタル資料管理マニュアルを策定した。
- 2) 構造資料に関する「譲渡契約書(案)」、資料譲渡後の資料の利用法について構造家が意思表示でき

る「継承方針シート」、それらの具体的な運用方法について提案した。

注

- 1 著作者人格権については、その尊重は前提条件であるため、欄外に記載するに留めている。

参考文献

- (1) Guy Nordenson et al., Structured Lineages: Learning from Japanese Structural Design, The Museum of Modern Art, 2019.7
- (2) 竹内徹、浜田英明：日本の近代建築を支えた構造家たち、国立近現代建築資料館紀要第1号、pp.17-27、2021
- (3) 文化庁国立近現代建築資料館：我が国の近現代建築に関わる構造資料の概要把握調査、平成29年度、平成30年度、平成31年度報告書、2017～2020
- (4) 文化庁国立近現代建築資料館：我が国の近現代建築に関わる構造資料およびその電子化継承に関する調査、令和2年度、令和3年度、令和4年度、2020～2023
- (5) NATSPEC TECHnotes GEN 030, https://www.natspec.com/images/PDF/NTN_GEN030_Digital_archiving_Introduction.pdf (Access: May 30th, 2022)
- (6) NATSPEC TECHnotes GEN 032, https://www.natspec.com/images/PDF/NTN_GEN032_Digital_archiving_Introduction.pdf (Access: May 30th, 2022)
- (7) 壺阪龍哉ほか：文書と記録：日本のレコード・マネジメントとアーカイブズへの道、樹村房、2018
- (8) 桑野雄一郎：出版・マンガビジネスの著作権(エンタテインメントと著作権——初歩から実践まで4)、著作権情報センター、2009

(2023年7月25日原稿受理)